

第十六回 参議院法務委員会會議録第四号

昭和二十八年六月二十六日(金曜日)午後四時十三分開会

出席者は左の通り。

委員 郡 祐一君
理事 加藤 武徳君
宮城タマヨ君
亀田 得治君

委員

青木 一男君
小野 義夫君
中山 福藏君
三橋八次郎君
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 三浦實之助君
法務省矯正局長 中尾 文策君
法務省保護局長 齋藤 三郎君
運輸政務次官 西村 英一君
運輸省航空局監理部長 粟沢 一男君
事務局側
常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君

本日の會議に付した事件

○人権擁護委員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○司法試験法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○刑法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○少年法及び少年院法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○逃亡犯罪人引渡法案(内閣送付)
○航空機抵当法案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今より委員会を開きます。

○中山福藏君 ちよつと私審議に先立ちまして、一言委員長にお願いがあるのでございます。それは、岡部委員長のときに戦犯釈放に関する勸告使節を外國に派遣したかどうかというこの提案があつておるのです。その後、衆議院でもこれは問題となりまして、大體同意を得た。併しながら、本年度の本予算が不成立になつたというわけで、旅費がないということで、一応見合せになつておる。そのことを非常に待望しておる人が多いのでありますから、委員長において善処せられたらというところをお願いしておきたいのであります。

○委員長(郡祐一君) 只今中山君のお話の点については、私の手許にもそれぞれ熱心な向から申出もございまして、この点については、又委員の皆さんとよく御相談をいたして善処いたしたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) それでは本日は、只今まで本院に付託され、又予備付託されております各議案について、政府の提案理由の説明を求めて参りたいと思ひます。

これより議案の審査に入ります。先ず、人権擁護委員法の一部を改正する法律案を議題に供します。政府より提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(三浦實之助君) 只今議題となりました人権擁護委員法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

憲法に保障された國民の基本的人権擁護の重要性に鑑み、人権擁護委員法は、全國の市町村の区域に人権擁護委員を設け、人権侵犯の予防とその救済並びに基本的人権思想の普及高揚に當らしめて参りましたことは、御承知の通りであります。同法の施行後今日までの実績に鑑みまして、この法律の本来の目的を達成するため必要な改正をなすことが本法律案の趣旨であります。次にその主たる要点を御説明申し上げます。

先ず第一点は、人権擁護委員の推薦手續におきまして、現行法第六条において、市町村長が定員の倍数の人権擁護委員の候補者を推薦しなければならぬとなつておりましたが、市町村長において、その市町村の議会の意見を聞いて推薦したものが法務大臣の委嘱に際し、常にその半数が委嘱より落されることが、運用上支障が多いので、この欠点を取り除きまして、市町村長は単に人権擁護委員の候補者を推薦すればよいという規定に改めたわけでありまして、従いまして、市町村長の推薦が殆んど人権擁護委員を決定することになりますので、若し市町村長の推薦が誤つた場合、例えば法第七条の欠格条項に該当するものとか、法第十五条に規定する解職条項に当てはまるものが推薦された場合には再推薦を

させる救済規定を設けたのであります。

第二点は、市町村と人権擁護委員との關係の緊密化を図つた点であります。人権擁護委員は、その推薦せられた市町村の区域において、その職務を行うのであります。その市町村の協力なくしては、その目的を達成することが容易でないであります。従いまして本案におきましては、第六条におきまして人権擁護委員の委嘱があつた場合は市町村長は、法務大臣が人権擁護委員の氏名、職務等關係住民に周知せしめるため適當な措置をとることに協力しなければならぬという規定を設けることとしたしております。

第三点は、人権擁護委員の任期の延長であります。従来二年の任期でありましたが、人権擁護委員が、この仕事を習熟した頃は任期が到来して十分に人権擁護委員としての活動を期待し得ない実情にありましますので、その任期を一年延長いたしました。人権擁護委員の能力発揮を十分ならしめようとするものであります。

第四点は、全國人権擁護委員連合会の規定を設けて人権擁護委員の全国的團結の基礎を置くとするものであります。現行規定におきましては、都道府県ごとに人権擁護委員連合会を組織いたしました。人権擁護委員の職務の自治的な連絡調整及び研究をいたしておるのですが、人権擁護活動の普及化に伴い人権擁護委員の自主的全国的統一が是非とも必要となりましたので、第

十八条の二として全國人権擁護委員連合会の組織及び任務に関する規定を設けたのであります。

以上が本法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議下さいませます。願ひます。

○委員長(郡祐一君) 次に、司法試験法の一部を改正する法律案について御説明を願ひます。

○政府委員(三浦實之助君) 只今上程に相成りました司法試験法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

本案は前国会に提案したものと全く同じ内容のものであります。大別して三つの事項をその内容としたしておりますのであります。その第一は司法試験第二次試験の試験科目の調整、第二は受験手数料の増額、第三は弁護士法との關係の法文の整理であります。

先ず第一の点から御説明いたします。御承知のように昭和二十四年五月第五回國會において旧高等試験令に代えて司法試験法が制定施行されました。以来、逐年受験者の増加を見、昭和二十七年第二次試験においては約五千五百人が受験し、本年度においては受験願書提出者六千人に達する状況と相成つておるのであります。かように多数の法律学徒がこの試験を目標に研鑽に努めておられますことは、國家のため喜びに堪えないところであります。併しながら、これら受験者のうち第二次試験選択科目として商法を

選択する者の数は、この半数に満たな

い有様でありまして、司法試験に合格して司法修習生を経て裁判官、検察官、弁護士となつた場合に、刑法、民法、訴訟法と共にその必要性を認められる商法の学識において著しく欠ける者が多く、過去四年間の実績を検討した結果、第二次試験の試験科目の調整を図るため第六第一項及び第二項を改正して従来の必須科目に現在選択科目とされております「商法」を加えることとしたのであります。従いまして試験科目の数は現行通り七科目であります。そのうち六科目が必須科目となり一科目が選択科目ということになりますので、受験者にとりまして若干の負担が加重せられることになりま

す。裁判官、検察官、弁護士の取扱事件のうち商事関係事件の占める割合等を考えますと、この措置は必要止むを得ないものがあると考えるのであります。又第六第一項及び第二項の改正に關連いたしまして附則第四項を改正して高等試験行政科試験に合格している者に対しても、試験科目を整理し憲法、刑法並びに民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する二科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目合計四科目を受験せしめることいたしました。

次に第二の点であります。司法試験受験手数料は、現在第一次試験が二百円、第二次試験が五百円となつております。昭和二十四年司法試験法制定当時の物価事情と今日のそれとを比較いたしますと、各位御承知の通り諸物価は著しく上昇いたしております。各種国家試験例えは公認会計士試験、弁護士試験及び税理士試験、医師国家試験及び薬剤師国家試験等においても物

価事情に対応して受験手数料を五百円乃至千円といたしておりますので、第十一條第一項を改正して第一次試験を五百円に、第二次試験を千円に改めることとしたのであります。

第三は、第十三條第二項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改めたこととありますが、これは司法試験法が制定せられた後に弁護士法が改正せられたので、この際両法の関係を整理事ることとしたものであります。

なお、この改正案は、本年度の試験がすでに第一次試験を終り第二次試験の実施段階に至つております關係上、明年度施行の試験から適用することとしたのであります。

以上大略であります。提案理由の御説明を終ります。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(郡祐一君) 次に、刑法等の一部を改正する法律案について政府の御説明を願います。

○政府委員(三浦實之助君) 只今上程に相成りました刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法及び更生緊急保護法の一部を改正し、犯罪対策に寄与せんとするものであります。

終戦後犯罪の激増に伴い受刑者の増加と共に、執行猶予の言葉を受ける者も激増し、同時に執行猶予の取消も激増しましたが、現行の執行猶予制度においては、何ら本人に必要な保護と指導を加えることができないし、一方執行猶予の要件が厳格で、前科のない者

か、前科のある者は執行終了後七年を経なければ執行猶予を付けることができないこととなつているのであります。従つて執行猶予中の者は、例えは軽微な窃盗を犯しその事情酌量すべきものであつても、必ず実刑を科し、前執行猶予を取り消さなければならぬこととなつているのであります。以上のような点に鑑み、本法案は執行猶予の要件を適当に緩和すると同時に、執行猶予中必要のある者に対しては裁判の言渡により保護観察に付することとし、これに必要な手続を定めるものであります。即ち、刑法の改正案におきましては、先ず刑法第二十五条で執行猶予に付し得る条件として規定された、前に禁錮以上の刑に処せられたこととがあつても其執行を終り又は執行の免除を得た日より七年以内に禁錮以上の刑に処せられたことなき者という制限を五年以内に短縮し、又執行猶予中の者であつても、軽微な犯罪により刑期一年以下の懲役又は禁錮に処すべき場合であつて、情状特に憫諒すべきものあるときは再度の執行猶予を与え得る規定を設けて、執行猶予に付し得る場合の幅を拡張緩和し、同時にその裏付けとして、再度の執行猶予に付された者はその猶予期間中は必ず保護観察に付することにし、その他の執行猶予者については、必要ありと認められる場合、保護観察に付し得ることにして

いるのであります。

刑事訴訟法の改正案は、右の刑法の改正に伴いまして、刑の執行猶予に加えて保護観察に付することにする場合、刑の言渡と同時に判決で言渡すことといたしましたと共に、保護観察中の遵守事項違反を理由として執行猶予の

言渡を取消することができることとし、その手続として、検察官はその者の保護観察を担当した保護観察所の長の申出に基き裁判所に請求することとし、なお、裁判所の審理についても本人の請求があれば口頭弁論を経ることにし、且つ、其の場合は弁護人の選任を許すことにし、又執行猶予の取消決定に対しては即時抗告を許して、その者に不測の不利を蒙せしめないようにするものであります。

犯罪者予防更生法の改正案は、以上の改正により執行猶予中保護観察に付された者をこの法律によつて保護観察に付すことを明らかにし、次に保護観察に付された者が、保護観察中守らなければならぬ遵守事項に違背した場合には、他の種類の保護観察対象者と同じように、裁判官のあらかじめ発する引致状により引致し得ることとし、更に現行法の仮退院少年の再取容を審理するのと同一ように、執行猶予取消の要否を審理するため引致後十日以内これを留置し得ることとし、檢察官から執行猶予の取消請求があつたときは、裁判所は、その請求について決定をするまで留置を継続することができるものとし、但しその留置の期間は、引致後通じて二十日を越えることができないものとし、又本人の請求により口頭弁論を経て決定すべき場合に、裁判所は、決定を更に十日間に限り留置の期間を延長することができるものとし、なお右の期間内に刑の執行猶予の取消決定があつたときは、その決定が確定するまで留置を継続することができるとし、これらの留置期間はすべてこれを刑期に算入するものとするのであります。

更正緊急保護法の改正案は、執行猶予者で保護観察に付されない者が身体拘束を解かれたのち、或いは賭任先がなくなつたか或いは就職先がなくなつたか、或いは一定期間に限りこれを保護し得ることにするものであります。

なお附則においては、此の法律を施行する日を規定するほか、この法律の施行前に罪を犯した者及び既に少年で刑の執行猶予に付せられ現行法で保護観察に付されている者に対しては、此の法律の施行により不利益を蒙せしめないようにする経過規定を設けてい

るのであります。

以上申述べましたように、犯罪をした者の改善更生には、できる限り刑の執行を避けてこれを保護観察に付し、その成績に応じて刑の執行を考慮することが最も必要であると考慮して、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(郡祐一君) 次に、少年法及び少年院法の一部を改正する法律案について御説明を願います。

○政府委員(三浦實之助君) 只今上程になりました少年法及び少年院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、少年院法第二十一条の規定による代用少年鑑別所、代用特別少年院等の特例的措置が、本年七月三十一日までで廃止されることになつておりますので、これに伴う立法上必要な措置をとらうといたすものであります。その趣旨及び内容におきま

て、さきに第十五回特別国会に提出され審議未了になりましたものと同じものであります。

先ず、少年法の一部改正について申し上げますと、この八月一日から家庭裁判所が保護の措置をとつた少年を取容する所は、本来の少年鑑別所だけとなるのであります。少年鑑別所の所在地からかなり離れた所にある多くの家庭裁判所支部の事件について、家庭裁判所が少年鑑別所送致の保護措置をとつた場合において、交通事情等の理由から、直ちに少年鑑別所に取容することが不可能であるか、または著しく困難である場合が少なからず生ずるものと考えられるのであります。かような場合に、家庭裁判所が決定を以て、少年を最寄りの少年院又は拘留監の特に区別した場所へ一時、仮に取容する措置をとることができるといふたしたものであります。併しながらその仮取容の期間につきましては、鑑別少年の性格に鑑みまして、少年院又は拘留所に取容したときから七十二時間をこえてはならないものとして制限し、且つ本人の利益のために、この期間を保護の措置によつて少年鑑別所に取容した期間として計算するものとしておるのであります。

次に少年院法の一部改正について申し上げます。この改正の要旨は、医療少年院については、男女を分離する施設がある場合には、必ずしも男女の別に従つて設ける必要がないものとするのと、及び少年院に收容中の者を移送等のため同行し、又は少年鑑別所に收容中の者を審判等のため同行する場合において、止むを得ない事由があるときは、これを最寄りの少年鑑別所若しくは少年院又は拘留監の特に区別した場所へそれぞれ仮に取容することができるとするとの二点であります。その第一点の医療少年院の施設のことにつきましては、御承知のとおり、現在少年院は、少年院法第二条第六項の規定によりまして、男女の別に従つて設けることになつておりますが、医療少年院につきましては、その施設が十分でないため、同法第二十一条第三項の規定により、この七月三十一日までの特例措置として、男子の医療少年院の一部を特に区別して女子を併せて取容することができるとされておるのであります。従来経験に徴しますと、男女別にそれぞれ独立の施設を設ける必要も少く、且つ同一施設内であっても男女を分離することができれば十分であると考えられるのであります。従つてこの医療少年院については、男女を分離して取容する施設がある場合は、必ずしも男女の別に従つて別々に設置する必要がないものとしたのであります。

第二点の少年院又は少年鑑別所に收容中の者の仮取容のことにつきましては、この八月一日から、家庭裁判所支部係属事件の少年で現在代用少年鑑別

所に取容されているような者も、すべし従来の少年鑑別所に取容されることとなるのであります。家庭裁判所の支部は、おおむね少年鑑別所の所在地からは遠隔の地にありますので、審判等のため少年を家庭裁判所支部に同行した際、交通事情その他のため、その日のうちに帰つて来ることができない等の止むを得ない事情が生ずることもあるものと考えられるのであります。これらの場合に、これを最寄りの少年院又は拘留監の特に区別した場所へ一時仮に宿泊させることができるようにすると共に、又少年院に收容中の者の移送の場合につきましても、やはり同様のことが考えられるので、この際少年鑑別所に收容中の者についてと同様の措置をとり得るようにする旨の規定を置いたのであります。その他八月一日からその効力がなくなり経過規定の整理をいたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員長(郡祐一君) 次に逃亡犯罪人引渡法案につき政府の説明を願います。三浦法務政務次官。

○政府委員(三浦實之助君) 只今議題となりました逃亡犯罪人引渡法案につきましまして提案の理由を御説明申し上げます。

日本国との平和条約第七条(a)に基き、アメリカ合衆国は本年四月二十二日我が国に対しまして、日米犯罪人引渡条約を同日より三ヶ月後であり本年七月二十二日から引續いて有効とする旨を通告して参つたのであります。

す。御承知の通り犯罪人の引渡とは、外国の政府の請求により、その外国の法令にかかるとする犯罪人を、現在その国の政府が、当該犯罪人を、審判又は刑の執行の執行のために当該外国の政府に引渡すことを申すのであります。諸外国におきましても、おおむね、犯罪人の引渡に關する条約に基づき、他国より犯罪人引渡の請求があつた場合についての国内手続を定めた立法を有してはいるのであります。我が国におきましても、明治二十年八月十日に制定された逃亡犯罪人引渡条約が現行しているものであります。併しながら同条約は制定以来今日に至るまで殆んどその改正が行われず、従つてその規定のうちには現在の事情に適合しないものが多々あるものであります。そこで今回日米犯罪人引渡条約が引續いて効力を有することとなるのを機会といたしまして、最近の諸外国の立法例を参酌し、逃亡犯罪人の引渡に關する国内手続を整備するため右条約を廃止し、新たに逃亡犯罪人引渡法を制定すべく、この法律案を提出することとしたのであります。

この法律案は、三十三カ条と附則から成つておるのであります。ここにこの法律案の主要点を申し上げます。先ず、第一条におきまして、締約国、引渡犯罪及び逃亡犯罪人についての定義規定を設け、この法律案の適用範囲を一応明らかにし、第二条におきまして引渡に關する制限として、引渡をしない場合を列挙し、第三条乃至第二十二條におきまして、締約国から逃亡犯罪人の引渡請求があつた場合におけるその請求の受理から当該逃亡犯罪人の引渡までの手続及び逃亡犯罪人

の拘禁について規定し、第二十三條乃至第三十條におきまして引渡請求前における仮拘禁手続について規定し、第三十一條乃至第三十三條におきまして、最高裁判所の規則への委任に關する規定、東京高等裁判所の管轄区域に關する特例及び引渡条約発効前に犯された引渡犯罪に關して引渡の請求があつた場合の特例について規定したのであります。附則におきましては、この法律の施行期日、現行の逃亡犯罪人引渡条約の廃止及びこの法律を適及適用する場合について規定し、更に逃亡犯罪人を拘禁するに關して必要な監獄法の一部の改正及び日本国が締約国に對し、逃亡犯罪人の引渡を請求した場合において締約国が当該逃亡犯罪人の抑留又は拘禁に關して刑事補償法を適用するための同法の一部の改正を定めたのであります。

次に、現行の逃亡犯罪人引渡条約と異なる重要点につきましまして御説明申し上げます。

第一は、同条約によりまして、逃亡犯罪人の身柄を拘束するには、檢察官の発する逮捕状によることになつておるのであります。この法律案におきましては、裁判官の発する令状によるものとしたのであります。

第二は、同条約では、檢察官が、逃亡犯罪人の取調をいたしましてその結果を法務大臣に報告し、この報告を受けた法務大臣が当該逃亡犯罪人を引渡すべきか否かについて決定することとなつておるのであります。この法律案におきましては、東京高等裁判所の審査により同裁判所が当該逃亡犯罪人の引渡を行うことができる旨の決定をした場合に限り、法務大臣がその逃

亡犯罪人の引渡をなし得ることとした点であります。

第三は、現行の条例におきましては、逃亡犯罪人の身柄の拘束は、必要のものとなつておるのであります。この法律案におきましては、逃亡犯罪人が定まつた住居を有し、且つ、逃亡の虞れがないことが認められる場合には、当該逃亡犯罪人の身柄を拘束しないものとした点であります。

以上この法律案につきまして概略御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたす次第であります。

○委員長(郡祐一君) 次に航空機抵当法案を議題に供します。先ず政府の説明を願います。西村運輸政務次官。

○政府委員(西村英一君) 只今提案されました航空機抵当法案について、提案の理由を御説明いたします。

我が国の民間航空は、昨年平和条約の発効に伴い、漸くその自主性を回復したのであります。戦後七年有余の空白時代を経て、その間において飛躍的發展を遂げた世界の航空界に比べて、著しく立ち遅れている現状であります。従つて、我が国としては、この立ち遅れた民間航空を速かに再建し、この健全な発達を図るために、直接及び間接の育成措置を講ずる必要があり、特に高価な航空機の購入資金の確保を容易にすることは、今日極めて緊要であります。

併しながら、現行の金融取引におきましては、航空機を担保に供するためには、譲渡担保の形式によるほかはないのであります。譲渡担保は、法律上極めて不備であり、取引の安全を害する虞れも少くないのであります。

この弊を除去するためには、動産たる航空機について最も近代的な担保方法たる抵当制度を利用する途をひらく必要があるものであります。先般、航空審議会も「わが国民間航空の再建方策」についての答申におきまして、この航空機抵当制度の創設を強く要望しているのであります。

以上の理由によりまして、ここに航空機抵当法案を提出する次第であります。

次に、航空機抵当法案の要旨について申し上げます。

第一に、航空法による登録を受けた飛行機及び回転翼航空機をもつて、抵当権の目的としたしております。

第二に、航空法の規定する航空機登録簿に登録を受けなければ、第三者に對抗することができないものとしたしております。

第三に、航空機の抵当権の内容、効力等に関し、ほぼ民法の抵当権に関する規定と同様な規定を置いております。

第四に、本法の附則において、現行の航空法の一部を改正いたしまして、国籍取得の要件たる登録に、航空機の所有権に関する対抗力を付与し、更に登録記号を打刻する等によりまして、抵当制度の基礎条件たる公示方法の確立と航空機の同一性の把握について、万全を期した次第であります。

以上、この法案について、その大要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

でございます。

○委員長(郡祐一君) 本案につきましても政府委員より概要説明を聴取いたしたいと思つて、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者なし」

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。

○政府委員(沢沢一男君) 航空機抵当法案の概要について御説明申し上げます。

第一にこの法律の制定の目的でございますが、第一条に規定しております通り、航空機抵当制度を創設して、資金調達を容易にし、もつて航空の発達を図るといふこととあります。

第二に、航空機抵当権の意義及び性質についてでございます。航空機抵当権は、物権即ち一定の物を直接に支配して利益を受ける排他的権利でございますが、民法に定める物権ではなくして民法第七十五条によりましてこの他の法律、即ち航空機抵当法によつて創設せられる物権でございます。

第三に、民法第三百六十九條第一項に規定いたしておりますように、債務者又は第三者が、占有を移さずして債務の担保に供した目的物に對しまして、抵当権者が他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利でございます。また、本法第四條におきまして、民法と同様な内容を規定したのでございます。

第三に、航空機抵当権の設定についてでございます。第二條及び第三條は、航空機抵当権の目的となり得る航空機は登録を受けた飛行機及び回転翼航空機に限ることを規定したものでございまして、登録を受けた航空機にいたしましては、抵当権の公示方法として、航空法に規定する航空機登録簿を利用し、同法による登記を受けることとあります。また、第二十三條で質権の設定を禁止いたしましたのは、法律關係の錯綜を防止いたしますとともに、質権の設定によりまして航空機の使用を休止し又はその効率的な使用を阻害することと社会的、経済的見地から望ましくないという観点からでございます。船舶抵当、自動車抵当におきましても同様の趣旨で質権の設定を禁止しております。

第四は、抵当権の効力についてであります。航空機抵当権は、その本質におきましては民法の抵当権と何等異なるものではございませんので、第四條の「抵当権の内容」、第六條の「抵当権の効力の及ぶ範囲」、第七條の「不可分性」、第八條の「物上代位」、第九條の「物上保証人の求償権」、第十條の「抵当権の順位」、第十二條の「担保される利息等」、第十五條の「代償弁済」、第十六條の「第三取得者の費用償還請求権」、第十八條の「一般財産からの弁済」等につきましては、民法の抵当権に関する規定と同様に定めたとでございます。

は、物上代位権の行使が困難となる虞れがございますので、抵当権者の保護のために特に規定したものであります。

第五は、抵当権の処分でございます。担保物権の附随性から申しまして、抵当権は被担保債権と共に移転すべきものであります。被担保債権の弁済期が比較的長期なものでありますときは、抵当権者にとりましては、弁済期前に抵当権を処分しようという必要が生じて参ります。第十三條及び第十四條はこの抵当権の処分について規定したものであります。民法第三百七十五條及び第三百七十六條と同様な規定でございます。

第六は、第十七條の共同抵当に関する規定であります。債権者が同一の債権の担保として、数個の航空機の上に抵当権を有します場合には、この共同抵当権者と次順位の抵当権者との間に、複雑な利害關係を生じますので、これを調和せしめまして、航空機の担保価値を最高度に發揮せしめる必要がございます。第十七條は、右の共同抵当の場合の代償の配当に関する規定であります。民法第三百九十二條及び第三百九十三條と同様な規定でございます。

第七は、抵当権の消滅でございます。抵当権は、被担保債権の消滅、競売の完結、代償弁済(第十五條)、混同(民法第七十九條)、目的物の取用等によつて消滅するものであります。第二十一條及び第二十二條は抵当権の消滅に關します特殊の事項を規定いたしましたものであります。これら民法第三百九十六條及び第三百九十七條と同様な規定でございます。

ただ抵当権の実行に關する第十九條及び第二十條の規定については、航空法第八條第一項第三号の場合のまつ消滅の原因は、航空機抵当の登録要件の欠如でございます。例へば所有者が外国人となつたというふうな場合でありまして、この場合に

は、物上代位権の行使が困難となる虞れがございますので、抵当権者の保護のために特に規定したものであります。

は、物上代位権の行使が困難となる虞れがございますので、抵当権者の保護のために特に規定したものであります。

は、物上代位権の行使が困難となる虞れがございますので、抵当権者の保護のために特に規定したものであります。

は、物上代位権の行使が困難となる虞れがございますので、抵当権者の保護のために特に規定したものであります。

最後に、附則につきまして御説明申上げます。

先ず本法の施行期日を公布の日から起算して六カ月を超えない範囲内において政令で定める日といたしました。

これは、一般に周知徹底させますと共に、航空機登録の切替整備等本制度の実施のために相当の準備期間を要するからでございます。

第三項は、国税徴収法によりまして航空機を差押えた場合には、収税官吏は差押の登録を運輸省に囑託することを規定したものでありまして、航空機登録についての公示原則の確保を期したのでございませぬ。

第四項は、航空機抵当法によりまして航空機抵当を社債の物上担保とする途を開き、航空事業者等のために多額の資金確保を図りますために、担保付社債信託法の改正を行なつたのであります。

第六項は、航空法の改正に関する規定であります。本法によりまして航空機抵当制度を確立いたしました。これは、其の基礎条件たる公示制度の確立と航空機の同一性把握の確保とを期する必要があるものであります。よつて航空法の一部を改正いたしました。飛行機及び回転翼航空機の所有権の得喪及び変更は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができないことを定め、又航空機抵当制度の基礎条件であります航空機の同一性の認識を容易ならしめるために、運輸大臣は新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機に職権を以て登録記号を打刻することを規定したものであります。

以上によりまして、航空機抵当法案の概要についての御説明を終ります。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二分散会

六月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、逃亡犯罪人引渡法案

逃亡犯罪人引渡法案

(定義)

第一条 この法律において「締約国」とは、日本国との間に犯罪人の引渡に関する条約(以下「引渡条約」という。)を締結した外国をいう。

2 この法律において「引渡犯罪人」とは、引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡を請求することができるものとして掲げる犯罪をいう。

3 この法律において「逃亡犯罪人」とは、引渡犯罪を犯し、その犯罪について締約国の刑事に関する手続が行われた者であつて、引渡条約により締約国が日本国に対し引渡を請求することができるものをいう。

(引渡に関する制限)

第二条 左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人に引き渡してはならない。但し、第六号又は第七号に該当する場合において、引渡条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

一 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪が政治犯罪であるとき。

二 引渡の請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき。

三 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又はその引渡犯罪に係る裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合において、日本国の法令により逃亡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき。

四 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪について締約国の有罪の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足りる相当な理由がないとき。

五 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

六 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終らざり、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。

七 逃亡犯罪人が日本国民であるとき。
(引渡の請求を受けた外務大臣の措置)

第三条 外務大臣は、締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求があつた場合において、その方式が引渡条約に適合すると認めるときは、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡の請求があつたことを証明する書面に関係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならぬ。

(法務大臣の措置)

第四条 法務大臣は、外務大臣から前条の規定による引渡の請求に関する書面の送付を受けたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し関係書類を送付して、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をなすべき旨を命じなければならない。

一 明らかに逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当すると認めるとき。

二 第二条第六号又は第七号に該当する場合には逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の定めがある場合において、明らかに同条第六号又は第七号に該当し、且つ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないとき。

(逃亡犯罪人の拘禁)

第五条 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検

察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁せなければならない。但し、逃亡犯罪人が定まつた住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の拘禁許可状は、東京高等検察庁の検察官の請求により発する。

3 拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締約国の名称、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

第六条 東京高等検察庁の検察官は、検察事務官、警察官、警察吏員、海上保安官又は海上保安官補(以下「検察事務官等」という。)に前条の拘禁許可状による拘束をさせることができる。

2 拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束するには、これを逃亡犯罪人に示さなければならない。

3 検察事務官等は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したときは、できる限りすみやかに、これを東京高等検察庁の検察官に引致しなければならない。

4 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第七百二十六条の規定は、拘禁許可状による拘束について準用する。

第七條 東京高等検察庁の檢察官は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したとき、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、直ちに、その人連でないかどうかを取り調べなければならない。

2 逃亡犯罪人が人連でないときは、直ちに、拘束の事由を告げた上、拘禁すべき監獄を指定し、すみやかに且つ直接、逃亡犯罪人その監獄に送致しなければならない。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

(審査の請求)

第八條 東京高等検察庁の檢察官は、第四條の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に對し、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内に審査の請求をしなければならない。

2 前項の審査の請求は書面で行い、これに關係書類を添附しなければならない。

3 東京高等検察庁の檢察官は、第一項の請求をしたときは、逃亡犯罪人に前項の請求書の謄本を送付しなければならない。

第九條 東京高等裁判所は、前条の

審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定するものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2 東京高等裁判所は、前項の決定をする前に、逃亡犯罪人に對し、意見を述べる機会を与えなければならない。但し、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

3 東京高等裁判所は、第一項の審査をするに於て必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができ、この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章から第十三章まで及び刑事訴訟費用に關する法令の規定を準用する。

(東京高等裁判所の決定)

第十條 東京高等裁判所は、前条第一項の規定による審査の結果に基いて、左の區別に従ひ、決定をしなければならない。

一 審査の請求が不法法であるときは、これを却下する決定

二 逃亡犯罪人を引き渡すことができないう場合に該当するときは、その旨の決定

三 逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するときは、その旨の決定

2 前項の決定は、その主文を東京高等検察庁の檢察官に通知することによつて、その効力を生ずる。

3 東京高等裁判所は、第一項の決

定をしたときは、すみやかに、東京高等検察庁の檢察官及び逃亡犯罪人に裁判書の謄本を送達し、東京高等検察庁の檢察官にその提出した關係書類を返還しなければならない。

(審査請求命令の取消)

第十一條 外務大臣は、第三條の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求を撤回する旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、第四條の命令をした後に、外務大臣から前項の規定による通知を受け、又は第四條各号の一に該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すとともに、第八條第三項の規定による審査請求書の謄本の送付を受けた逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

3 東京高等検察庁の檢察官は、審査の請求をした後に審査請求命令が取り消されたときは、すみやかに、審査の請求を取り消さなければならない。

(逃亡犯罪人の釈放)

第十二條 東京高等検察庁の檢察官は、第十條第一項第一号若しくは第二号の決定があつたとき、又は前条の規定により審査請求命令が取り消されたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

第十三條 東京高等検察庁檢察長

は、第十條第三項の規定により、裁判書の謄本が東京高等検察庁の檢察官に送達されたときは、すみやかに、意見を附し、關係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。

(引渡に關する法務大臣の命令等)

第十四條 法務大臣は、第十條第一項第三号の決定があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことができ、且つ、引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁檢察長に對し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないとき、又は引渡すことが相当でないときは、直ちに、東京高等検察庁檢察長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁檢察長に對し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の檢察官は、前項の規定による釈放の命令があつたとき、又は第十條第三項の規定により同条第一項第三号の決定の裁判書の謄本の送達を受けた日から十日以内に前項の規定による引渡の命令がないときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないとき、又は引渡すことが相当でない旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪

人の引渡を命ずることができない。但し、第二條第六号の場合に關し引渡條約に別段の定めがある場合において、同条同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないとき、又は引渡すことが相当でない旨の通知をした後同条同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

(引渡の場所及び期限)

第十五條 前条第一項の引渡の命令による逃亡犯罪人の引渡の場所は、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されている監獄とし、引渡の期限は、引渡命令の日の翌日から起算して三十日目の日とする。但し、逃亡犯罪人が引渡の命令の日引渡の場所が引渡の命令の日引渡の場所と異なる場合は、引渡の場所が拘禁許可状により拘禁されている監獄とし、引渡の期限は、引渡命令の日引渡の場所から起算して三十日目の日とする。

2 引渡状は、東京高等検察庁檢察長に交付しなければならない。

3 法務大臣は、引渡状を発すると同時に、外務大臣に受領許可状を送付しなければならない。

4 引渡状及び受領許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締約国の名称、引渡の場所、引渡の期限及び発付の年

月日、引渡の期限及び発付の年

月日を記載し、法務大臣が記名押印しなければならぬ。

第十七条 東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けた場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又はその拘禁が停止されているときは、逃亡犯罪人が拘禁され、又は停止されるまで拘禁されていた監獄の長に対し、引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮しなければならぬ。

2 前項に規定する場合を除き、東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

3 前項の拘禁状は、東京高等検察庁の検察官が発する。

4 第六条及び第七条の規定は、拘禁状による逃亡犯罪人の拘束について準用する。

5 東京高等検察庁検事長は、拘禁状により拘束された逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、その監獄の長に対し引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮するとともに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

第十八条 法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第五項又は第二十二條第六項の規定による報告があつたときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡犯罪人を引き渡すべき場所を拘束した旨及び引渡の期限を通知しなければならない。

第十九条 外務大臣は、第十六条第

三項の規定による受領許可状の送付を受けたときは、直ちに、これを引渡を請求した締約国に送付しなければならない。

2 外務大臣は、前条の規定による通知を受けたときは、直ちに、その内容を締約国に通知しなければならぬ。

第二十条 第十七條第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡の指揮を受けた監獄の長は、締約国の官憲から受領許可状を示して逃亡犯罪人の引渡を求められたときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならぬ。

2 監獄の長は、引渡の期限内に前項の規定による引渡の求がないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならぬ。

(締約国の官憲による逃亡犯罪人の護送)

第二十一条 前条第一項の規定により、逃亡犯罪人の引渡を受けた締約国の官憲は、すみやかに、逃亡犯罪人を締約国内に護送するものとする。

(拘禁の停止)

第二十二条 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は逃亡犯罪人の住居を制限して、拘禁の停止をすることができ

2 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。

第十七條第一項の規定により法務

大臣から東京高等検察庁検事長に対し引渡状の交付があつたときは、拘禁の停止を取り消さなければならぬ。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定により拘禁の停止を取り消したときは、検察事務官等に逃亡犯罪人の拘束をさせることができる。

4 前項の規定による拘束は、拘禁許可状の謄本及び東京高等検察庁の検察官が作成した拘禁の停止を取り消した旨の書面を逃亡犯罪人に示した上、これを拘禁すべき監獄に引致して行ふ。

5 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、逃亡犯罪人に対し拘禁の停止を取り消された旨を告げて、これを拘禁すべき監獄に引致することができる。但し、その書面は、できる限りすみやかに逃亡犯罪人に示さなければならぬ。

6 東京高等検察庁検事長は、第二項後段の規定による拘禁の停止の取消があつた場合において、逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

7 左の各号の一に該当するときは、停止されている拘禁は、その効力を失ふ。

一 逃亡犯罪人に対し、第十条第一項第一号又は第二号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二 逃亡犯罪人に対し、第十一条

第二項の規定による通知があつたとき。

三 逃亡犯罪人に対し、第十四條第一項の規定により、法務大臣から、引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないことを認める旨の通知があつたとき。

(仮拘禁に関する通知等)

第二十三条 外務大臣は、引渡条約に基づき、締約国から逃亡犯罪人が犯した引渡犯罪についてその者を逮捕すべき旨の令状が発せられたこと、の通知があり、且つ、当該締約国の外交官が締約国において引渡条約に従つて逃亡犯罪人の引渡の請求をすべき旨を保証したときは、その通知及び保証があつたことを証明する書面を作成し、これを法務大臣に送付しなければならぬ。

2 前項の書面には、関係書類があるときは、これを添付しなければならない。

(仮拘禁に関する措置)

第二十四条 法務大臣は、前条第一項の規定による書面の送付を受けた場合において、逃亡犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、逃亡犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第二十五条 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

2 第五条第三項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、仮拘禁許可状による拘禁について準用する。

第二十六条 法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人について、外務大臣から第三條の規定による引渡の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第四条各号の一に該当するため同条の規定による命令をしないときは、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人に対する通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

第二十七条 東京高等検察庁検事長は、仮拘禁許可状が発せられている逃亡犯罪人について第四條の規定による法務大臣の命令を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁の検察官をして、逃亡犯罪人に対し引渡の請求があつた旨を告知させなければならない。

2 前項の告知は、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合には、その監獄の長に通知して行い、拘禁されていない場合には、逃亡犯罪人に書面を送付して行ふ。

3 仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人に対し第一項の規定による告知があつたときは、その拘禁は、拘禁許可状による拘禁

七

とみなし、第八條第一項の規定の適用については、その告知があつた時に東京高等検察庁の検察官が拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘禁したものとみなす。

第二十八條 外務大臣は、第二十三條の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求をしない旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

第二十九條 仮拘禁許可状により逃亡犯罪人が拘禁されている監獄の長は、逃亡犯罪人が拘束された日から二箇月以内に第二十七條第二項の規定による通知を受けないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならない。

第三十條 第二十二條第一項から第五項までの規定は、仮拘禁許可状による拘禁に準用する。

2 前項において準用する第二十二條第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、逃亡犯罪人に対し第二十七條第一項の規定による告知が

なされたときは、当該仮拘禁許可状による拘禁の停止は、第二十二條第一項の規定による拘禁の停止とみなす。

3 第一項において準用する第二十二條第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、停止されている仮拘禁許可状による拘禁は、その効力を失う。

一 逃亡犯罪人に対し、第二十六條第一項又は第二十八條第二項の規定による通知があつたとき。

二 逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯罪人に対し第二十七條第一項の規定による告知がないとき。

(最高裁判所の規則)

第三十一條 この法律に定めるものの外、東京高等裁判所の審査に関する手続及び拘禁許可状又は仮拘禁許可状の発付に関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(東京高等裁判所の管轄区域の特例)

第三十二條 この法律に定める東京高等裁判所若しくはその裁判官又は東京高等検察庁の検察官の職務の執行に関しては、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の規定にかかわらず、東京高等裁判所には、管轄区域の定がないものとする。

(引渡条約発効前に犯された引渡犯罪に関する引渡の請求)

第三十三條 日本国と外国との間に新たに引渡条約が締結された場合においては、引渡条約に締約国が日本国に対し当該引渡条約の効力発生前に犯された引渡犯罪については逃亡犯罪人の引渡を請求することができない旨の定がある場合を除き、この法律は、当該引渡条約の効力発生前に犯された引渡犯罪につきその効力発生後になされた引渡の請求に關しても、適用されるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十八年七月二十二日から施行する。

2 逃亡犯罪人引渡条約(明治二十年勅令第四十二号)は、廃止する。

3 この法律は、この法律の施行前に犯された引渡犯罪に關する逃亡犯罪人の引渡の請求についても、適用する。

4 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第四号中「刑事被告人」の下に、「拘禁許可状、仮拘禁許可状又は拘禁状ニ依り監獄ニ拘禁シタル者」を加える。

第九條中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ」の下に「拘禁許可状、仮拘禁許可状又は拘禁状ニ依り監獄ニ拘禁シタル者」を加える。

5 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十五條の次に次の一條を加える。

(逃亡犯罪人の引渡を請求した場合における補償)
第二十六條 犯罪人の引渡に關する条約により、日本国が締約国に対し逃亡犯罪人の引渡を請求した場合において、締約国が当該逃亡犯罪人の引渡のためにした拘留又は拘禁は、刑事訴訟法による拘留又は拘禁とみなす。